

平成26年12月10日

各団体の労働安全衛生担当者様

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課

「化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」に係る  
通達の送付について

お世話になっております。

さて、平成26年10月31日付けで「化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」を策定し、11月1日付けで適用になったところです。今般、この改正指針に関する通達を発出しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、昨年度までは通達に改正指針の全般的事項と改正事項の両方を示しておりましたが、今回の通達以降は、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項については、これまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしましたので、ご承知おきください。

また、この指針に関するパンフレットについては、印刷物を作成せず、12月中を目処に厚生労働省ウェブサイトの下記 URL に電子ファイルを掲載する予定ですので、ご承知おきください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/131029-1.html>  
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生  
> 安全衛生関係リーフレット等一覧 > 化学物質による健康障害防止指針の改正について

<送付内訳>

●平成26年12月3日付け基発1203第6号

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（協力依頼）

※通達のページ数が多いため、次ページに目次を示しましたので参考にしてください。

<厚生労働省 HP への掲載>

都道府県労働局長あて通達（平成26年12月3日付け基発1203第5号）を厚生労働省ウェブサイトに掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

厚生労働省トップ > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等  
> 厚生労働省法令等データベースサービス > 登載準備中の通知  
> 労働基準局 > 平成26年12月5日掲載

## 通達の目次

本文		p. 1～3
別紙1	指針対象物質の基本情報	p. 4～5
別紙2	H23.10.28日付け基発1028第4号の参考情報の改正	p. 6
別紙3	屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン 別表2	p. 7～10
別添1	指針公示第25号(改め文)	p. 12～13
別添2	指針の新旧対照表	p. 14～19
別添3	改正後の指針公示第23号	p. 20～27

以上ご連絡いたします。

ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

### 《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室 北村

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線5509)

FAX 03-3502-1598 (安全衛生部FAX)